

藤森訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人藤森医療財団（以下「法人」という。）が設置する藤森訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する事により、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助し、家族等における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努め、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 ステーションは、事業の運営にあたって、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
 - 4 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するための措置を講ずる。
 - 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

- 第3条 ステーションは、この事業の運営にあたって、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）を受け適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行う。
- 2 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供するにあたっては、ステーションの保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によって指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。
 - 3 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたり、利用

申込者の病状等により自ら適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することが困難であると認めた場合には、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、必要な処置を速やかに講ずるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称：藤森訪問看護ステーション
- （2） 所在地：長野県松本市中央3丁目2番地7号

（職員の職種・員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 （常勤）保健師又は看護師1人。
管理者は、事業所における従業者を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- （2） 看護師 （常勤、非常勤）3人以上。
訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する。
- （3） 理学療法士等（常勤、非常勤）1人以上（兼務）。
訪問看護リハビリ計画書及び報告書を看護師と連携して作成し、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- （4） 事務職員 1人以上（兼務）。
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

- 第6条
- （1） 営業日は月曜日から金曜日までとする。土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を休業日とする。ただしその間のサービス提供については相談に応じる。
 - （2） 営業時間は、8時30分から17時00分までとする。
 - （3） 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法）

第7条 看護師は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を受けている利用者ごとに、指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。

- （1） 利用者がかかりつけの医師に申し込み、または主治医が利用者の承諾を得て、ステーションに交付した指示書により指定訪問看護を実施する。
- （2） 利用者または家族から、ステーションに申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を依頼する。

- (3) 利用者に主治医がいない場合は、利用者の意向を尊重し、主治医を決めて申し込むよう助言する。決めかねる場合は、松本市医師会あるいは松本市役所担当課等に調整等を求め、対応する。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の基本取扱方針及び具体的取扱方針)

第8条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の取り扱い方針は次のとおりとする。

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は利用者の心身の状態をふまえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医と密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行う。
- 2 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図る等に努めなければならない。
- 3 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- 4 適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供するために、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出する。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術を持って対応できるよう、新しい技術の習得等、つねに研鑽を積むことに努める。
- 6 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第9条 ステーションの指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活支援の具体的実施項目

- ・ バイタルチェック・入浴介助・清拭・洗髪・足浴・手浴・更衣
- ・ おむつ交換・体位変換・栄養指導・介護相談・精神的支援
- ・ 介護用品の紹介・福祉サービスの紹介 など

(2) 医療的ケアの具体的実施項目

- ・ 褥創処置・リハビリ・バルンカテーテル管理・膀胱洗浄・点滴管理・内服管理
- ・ 胃瘻管理・気管カニューレ管理・吸引・酸素吸入・浣腸・摘便・座薬挿入
- ・ 創処置 など

(3) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕実施中に、利用者の病状に急変、そのほか緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処

置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、指定居宅介護支援事業所に報告しなければならない。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 5 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（利用料）

- 第11条 ステーションは、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕について、利用者から利用料の一部を徴収する。その他の利用料として別表の通り定めるものとする。
- 2 ステーションは、料金の支払いを受けたときは、利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 3 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料金内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

- 第12条 通常の事業の実施地域は、松本市とする。

（苦情処理）

- 第13条 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の従業者からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、

国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 ステーションは、利用または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的で原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 ステーションは、サービス提供中に当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 ステーションは感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第17条 ステーションは、看護師等の清潔保持および健康状態の管理を行うとともに、

ステーションの設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) ステーションにおける感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) ステーションにおける感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

（身体拘束）

第18条 ステーションは、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。また退職後も同様とする旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕完結の日から2年間保管しなければならない。但し苦情の内容等の記録・事故の状況及び事故に際して採った処置に関する記録については、完結の日から5年間保管しなければならない。
- 4 ステーションの従業者は、定期的にカンファレンス等を行い、利用者又はその家族の処遇等が適切に取り扱われる様に配慮する。
- 5 ステーションは、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 ステーションは利用者または家族が事業者や従業者に対して、契約を継続したいほどの背信行為〔介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する身体暴力及び精神的暴力並びにセクシャルハラスメントのハラスメント行為を含む〕を行い、その状態が改善しない場合、利用者に対して文書で通知することに

より契約を解約することができるものとする。

- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人藤森医療財団とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。また、就業等に関する事項その他については、医療法人藤森病院の規程に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成10年11月1日から施行する。

平成12年4月1日一部改正

平成15年1月1日一部改正

平成20年2月1日一部改正

平成22年4月12日一部改正

平成30年6月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年6月1日一部改正

別表

<介護保険>

基本料金

保健師・看護師	要介護	予防	理学療法士等	要介護	予防
20 分未満	314 単位	303 単位	20 分	294 単位	284 単位
30 分未満	471 単位	451 単位	40 分	588 単位	568 単位
30 分以上 1 時間未満	823 単位	794 単位	1 日 3 回以上訪問を行う場合 1 回に付き 90/100(要介護)50/100 (予防) 利用開始から 12 月を超えて訪問看護を行った場合 - 5 単位 (予防)		
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	1090 単位			

その他の加算

早朝・夜間加算	6:00～8:00		所定単位数の 25%を加算
	18:00～22:00		所定単位数の 25%を加算
深夜加算	22:00～6:00		所定単位数の 50%を加算
長時間訪問看護加算	300 単位/回	特別管理加算の対象者に対して 1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を実施した場合 所定サービス費に加算	
複数名訪問加算Ⅰ ・ 30 分未満の場合 ・ 30 分以上の場合 複数名訪問加算Ⅱ ・ 30 分未満の場合 ・ 30 分以上の場合	看護師が 2 人で行う 254 単位/回 402 単位/回 看護補助者で行う 201 単位/回 317 単位/回	暴力行為・迷惑行為・器物損壊行為・身体的理由等及びその他、利用者の状況から判断して、1 人の看護師の訪問が困難と認められる場合	
看護体制強化加算Ⅰ	550 単位/月	厚生労働大臣が定める基準に適合し届け出をした事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護提供体制を強化した場合	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 単位/回	厚生労働大臣が定める基準に適合し、届け出をした事業所が訪問看護を行った場合	
退院時共同指導加算	600 単位/回	退院・退所時主治医と連携し必要な指導を文書で行った場合	
初回加算Ⅰ 初回加算Ⅱ	350 単位/月 300 単位/月	Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院日に初回訪問を行った場合 Ⅱ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院日の翌日以降に初回訪問を行った場合	
看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月	訪問介護事業所と連携し痰の吸引等必要な利用者に対し必要な助言・指導を行った場合	

緊急時訪問看護加算 Ⅱ	574 単位/月	利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある
特別管理加算 Ⅰ	500 単位/月	留置カテーテル等を利用している状態
特別管理加算 Ⅱ	250 単位/月	在宅酸素療法・褥瘡・点滴管理等の状態
ターミナルケア加算	2500 単位/死亡月	死亡日及び死亡日前 14 日以内 2 日以上ターミナルケアを行った場合

＊松本市は地域区分が 7 級地の為、介護報酬 1 単位当たりの単価は 10.21 円

その他の実費料金

交通費	実施地域を超えた場合 3 km 毎に 100 円
死後処置	10,000 円
衛生材料費	各物品料金

<医療保険>

訪問看護療養費

訪問看護基本療養費		算定基準により
訪問看護管理療養費		算定

訪問看護基本療養費の加算

緊急訪問看護加算	日 1 回	2,650 円
難病等複数回訪問看護加算	1 日に 2 回の場合	4,500 円
	1 日に 3 回以上訪問の場合	8,000 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える場合 週 1 回まで	5,200 円
複数名訪問看護加算 看護師等・理学療法士等と同時に行う その他職員（看護師等または看護補助者）と同時に行う	週 1 回	4,500 円
	週 3 回	3,000 円
	1 日に 1 回の場合	3,000 円
	1 日に 2 回の場合	6,000 円
	1 日に 3 回以上の場合	10,000 円
夜間・早朝訪問看護加算 (18:00～22:00・6:00～8:00)	1 回	2,100 円
深夜訪問看護加算 (22:00～6:00)	1 回	4,200 円

訪問看護管理療養費の加算

24 時間対応体制加算	月 1 回	6,520 円
特別管理加算	月 1 回	2,500 円
特別管理加算（重症度等の高い利用者）	月 1 回	5,000 円

退院時共同指導加算	月 1 回か月 2 回	8,000 円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（1 回に限り）	2,000 円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上の指導を行ったとき	6,000 円
	90 分以上療養上必要な指導を行ったとき	8,400 円
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2,500 円

ターミナルケア療養費 I	在宅、特別養護老人ホーム等で永眠	25,000 円
訪問看護ベースアップ評価料 I	訪問看護管理療養費を算定している利用者 月 1 回	780 円

その他の利用料

交通費	3 km毎			100 円(消費税別)
休日訪問	1 回			1,500 円
時間外訪問	1 回			800 円
死後処置	1 回			10,000 円
規程時間超過の追加料金		営業時間内	営業時間外	休日
	30 分以内	500 円	1,000 円	1,000 円
	1 時間毎	1,500 円	1,800 円	2,500 円

キャンセル料(連絡が困難な場合等やむを得ない場合を除く)

サービス提供の 2 4 時間前までにご連絡頂いた場合	無料
サービス提供の当日ご連絡頂いた場合	当日利用料の 5 0 %
ご連絡頂かなかった場合	当日利用料の 1 0 0 %